

概要版

# 出雲崎町 一般廃棄物処理計画

令和8年度～令和17年度



令和8年3月  
新潟県 出雲崎町

# 1 計画の趣旨



一般廃棄物の処理については、昭和45年に制定された『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第6条第1項に、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」と規定されています。

町では総合計画を令和4年3月に策定し、基本目標のひとつに、「安全で安心に暮らせるまちづくり」を掲げています。その中で「上下水道の整備」や「自然との共生・循環型社会の推進」を挙げており、下水道施設の適切な維持管理に努めることやごみの減量化や再資源化の促進など廃棄物の適正処理を示しています。

これらを踏まえ、計画的なごみ処理や生活排水処理を行い、生活環境と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物の適正な処理を行うため、「出雲崎町一般廃棄物処理計画」を策定します。

## 2 ごみ処理基本計画



### 1-1. 基本理念

基本理念：未来につなげる循環型社会の町づくり

### 1-2. 基本方針

- 方針1 4Rの推進によるごみの減量化
- 方針2 不法ごみのない、美しい町づくりの推進
- 方針3 町民・事業者・行政の協働による循環型町づくりの推進

### 1-3. 数値目標

	基準年 令和4年度	目標年		算定根拠
		令和12年度	令和17年度	
①1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	428g/人日	412g/人日	402g/人日	目標値設定：0.46%/年 削減
②家庭系ごみ資源化率	30.5%	36.5%	40.3%	目標値設定：0.7%/年 向上
③従業者1人1日当たり 事業系ごみ排出量	394g/人日	380g/人日	370g/人日	目標値設定：0.46%/年 削減

## 1-4 施策体系

### (1) 環境学習の提供・推進

施策の具体的項目	主な内容
(1)-1 環境意識を高めるための積極的広報	・廃棄物に関する情報をホームページや広報などで提供
(1)-2 小中学校における環境学習の推進	・環境と調和した生活様式の学習の推進
(1)-3 クリーン作戦参加による環境意識の向上	・「全町一斉クリーン作戦」を継続実施するとともに、広報活動を強化

### (2) 家庭系ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策の具体的項目	主な内容
(2)-1 4Rの推進	・町民、事業所、行政一体のキャンペーンなど取組推進
(2)-2 分別によるごみ減量化の推進	・分別によるごみの減量化の方法を周知
(2)-3 食品ロスの削減	・「賞味期限」の定義を考える広報、食べ残し防止やてまえどりの啓発
(2)-4 補助制度の継続実施と周知徹底	・生ごみ処理器設置事業補助金などの取組を継続・強化、周知

### (3) 事業系ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策の具体的項目	主な内容
(3)-1 事業所への指導	・事業所に対するごみの発生抑制・再利用・再生利用の指導
(3)-2 紙ごみの減量促進	・ペーパーレス化を推進 ・事業者に対して電子媒体の活用や配布基準の見直しを働きかけ
(3)-3 給食残さ資源化など循環的利用の推進	・許可業者、各種団体（学校など）、行政等が連携し、町内の給食残さの飼料化、堆肥化など循環的利用の取組を推進
(3)-4 廃棄物処理業者に対する処理方法の指導	・廃棄物の適正処理についてきめ細かく指導

### (4) ごみ処理コストの分析

施策の具体的項目	主な内容
(4)-1 効率的な廃棄物処理の検討	・コスト分析と情報開示を行い、ごみ処理事業を効率化
(4)-2 ごみ処理料金の見直し検討	・家庭ごみ有料化後のごみ処理量を分析し、必要に応じ対策を検討

### (5) 集団回収の推進

施策の具体的項目	主な内容
(5)-1 集団回収の推進	・全国の先進的な集団回収の情報を提供するなど、地域や各種団体が行う自主的な集団回収、廃品回収等の活動強化を促進

### (6) その他

施策の具体的項目	主な内容
(6)-1 グリーン調達の推進	・再生品の利用調達（グリーン調達）を推進
(6)-2 フリーマーケットなどの支援	・不要品交換会やフリーマーケット等の事業を支援
(6)-3 リサイクル法の円滑な運用	・国や県と連携し、各種リサイクル法を円滑に運用し資源循環を推進
(6)-4 減量化・資源化を促進するための市民への支援	・町民が自ら主体的にごみの排出抑制に取り組む活動を支援
(6)-5 不法投棄撲滅・環境美化の推進	・現在、実施中のパトロールをはじめ、住民による日常的監視を強化
(6)-6 バイオマスの利活用推進	・「新潟県バイオマス活用推進計画」にもとづき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進

# 3 生活排水処理計画



## 3-1. 基本理念

基本理念：衛生的で持続可能な排水処理体系づくり

## 3-2. 基本方針

方針1 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

方針2 適切な処理区分への移行

方針3 汚泥などの資源の有効利用の検討

## 3-3. 数値目標

	基準年 令和6年度	目標年		算定根拠
		令和12年度	令和17年度	
①排水処理人口比率	99.53% (3,813人)	99.79% (3,397人)	100% (3,077人)	目標値設定：生活雑排水未処理の世帯解消
②接続率	98.1%	99.2%	100%	目標値設定：未接続世帯の解消

## 3-4. 施策体系

### (1) 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

施策の具体的項目	内容
老朽施設の計画的な修繕・改築	・投資効果を視野に入れた老朽施設の計画的修繕及び改築更新 ・汚水処理施設に対する点検や調査に基づく修繕・改築

### (2) 適切な生活排水処理への移行

施策の具体的項目	内容
啓発活動の実施	・未接続世帯、今後新築住宅を建てる世帯に対して利点などを周知

### (3) 汚泥などの資源の有効利用の検討

施策の具体的項目	内容
汚泥の資源化に向けた検討	・農業集落排水施設や合併浄化槽における汚泥の資源化など、有効利用の可能性検討